

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社においては、会社法に規定される株式会社の統治機関制度を基本としております。また、法令を遵守し、経営の透明性と効率性を高め、適正な情報開示と地道なIR活動を行うことを基本方針としております。効率的で安定した企業統治を実現するために、当社の各組織は以下の責任を負っております。取締役会は、株主重視の基本方針の下、当社の経営方針、経営の重要事項に関する意思決定を行うとともに、各々の業務領域における業務に関する執行責任を負う業務執行取締役及び執行役員の業務執行状況を監督し、適宜、これに助言、忠告すること並びに業務成果に応じて業務執行者に対して人事権を行使することによって、当社の業績を高める責任を負っております。監査役会は、取締役の職務執行に関し、監査責任を負っております。業務執行取締役及び執行役員は自らが所管する業務領域における一切の業務執行の成果に関する責任を負っております。内部統制機関として、社長直轄の内部監査室は全社的な内部統制の整備・運用状況を管理・統括するとともに、内部統制の整備・運用状況及び業務の執行状況をコンプライアンスとリスク管理に重点をおいて監査する責任を負っております。以上の責任の組織化により、効率的で安定した企業統治が成就していると認識しております。

### 2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

#### 【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称         | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|----------------|-----------|-------|
| 山根 洋一          | 9,825,700 | 89.73 |
| 株式会社中国銀行       | 150,000   | 1.37  |
| 三井住友信託銀行株式会社   | 100,000   | 0.91  |
| 日本証券金融株式会社     | 56,200    | 0.51  |
| 株式会社三井住友銀行     | 50,000    | 0.46  |
| 富国生命保険相互会社     | 50,000    | 0.46  |
| 野村證券株式会社       | 30,900    | 0.28  |
| リコーリース株式会社     | 30,000    | 0.27  |
| 株式会社第四銀行       | 30,000    | 0.27  |
| やまねメディカル従業員持株会 | 27,400    | 0.25  |

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | 山根 洋一 |
|-----------------|-------|

|        |    |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

#### 補足説明

当社は支配株主を有しており、代表取締役社長山根洋一が該当いたします。なお、取締役会の構成メンバーに代表取締役社長山根洋一の近親者はおりません。

### 3. 企業属性

|             |           |
|-------------|-----------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ |
|-------------|-----------|

|     |    |
|-----|----|
| 決算期 | 3月 |
|-----|----|

|    |       |
|----|-------|
| 業種 | サービス業 |
|----|-------|

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
|---------------------|---------|

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
|-------------------|---------|

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

(1) 当社と支配株主との取引においては、一般の取引基準と同様の適切な基準を条件とすることを基本方針とし、取締役会規程及び職務権限規程等に基づく意思決定手続きを経て、決定することとしております。

(2) また、会社と支配株主との間に、株主総会決議、取締役会決議、職務権限規程等によらない取引が発生する場合には、少数株主保護の観点から、会計監査人、顧問弁護士、税理士等の外部機関の見解を徴求し、当該取引の公正性、公平性を確保する方針であります。

以上のとおり、少数株主保護上の適切な方策を履行しております。  
なお、現在当社と支配株主との取引はありません。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

\_\_\_\_\_

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### 【取締役関係】

|   |        |
|---|--------|
| 定款上の取締役の員数  | 7名     |
| 定款上の取締役の任期  | 1年     |
| 取締役会の議長   | 社長     |
| 取締役の人数  | 5名     |
| 社外取締役の選任状況  | 選任している |
| 社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>               | 2名     |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span> | 2名     |

#### 会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |  |  |
| 山田 武夫 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |
| 樽床 伸二 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |

#### ※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) 更新

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由   |
|-------|------|--------------|---|
| 山田 武夫 | ○    | 当社独立役員       | 当社と山田武夫氏の過去の勤務会社との取引関係は一切ないことから、意思決定に対して影響を与える可能性のある取引関係はないと判断しております。<br>また、山田武夫氏本人は、生命保険会社の役員を長年にわたって務め、豊富な経営の経験と知見による大局的見地からの経営監視機能を十分果し、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 |
| 樽床 伸二 | ○    | 当社独立役員       | 当社と樽床伸二氏の過去の勤務会社との取引関係は一切ないことから、意思決定に対して影響を与える可能性のある取引関係はないと判断しております。<br>また、樽床伸二氏本人は、5期にわたり衆議   |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | 院議員を努め、その間総務大臣をはじめ数多の要職を歴任した国政・行政の有力者であり、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 |
|--|--|---|

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数  | 4名     |
| 監査役の数      | 3名     |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査と会計監査人は、監査の有効性と効率性を高めるべく、積極的に相互連携を図っております。監査役は、定期的に会計監査人と意見交換を行い、会計監査の実施状況を確認するとともに、専門家としての意見を聴取しております。

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況            | 選任している |
| 社外監査役の数               | 2名     |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている数 | 2名     |

会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |  |
| 太田 建夫 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |
| 石村 善哉 | 弁護士      |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由  |
|-------|------|--------------|--|
| 太田 建夫 | ○    | 当社独立役員       | 当社と太田建夫氏の過去の勤務会社との取引関係は一切ないことから、意思決定に対して影響を与える可能性のある取引関係はないと判断しております。<br>また、太田建夫氏本人は、豊富な経験を有する監査の専門家であり、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 |
|       |      |              | 当社と石村善哉氏の過去の勤務会社との取  |

|       |   |        |   |
|-------|---|--------|---|
| 石村 善哉 | ○ | 当社独立役員 | 引関係は一切ないことから、意思決定に対して影響を与える可能性のある取引関係はないと判断しております。<br>また、石村善哉氏本人は、豊富な経験を有する法務の専門家であり、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 |
|-------|---|--------|---|

### 【独立役員関係】

|         |    |
|---------|----|
| 独立役員の人数 | 4名 |
|---------|----|

#### その他独立役員に関する事項

- (1) 現在、当社は、4名の独立役員を確保しております。  
(2) 2名の社外取締役及び2名の社外監査役は、いずれも独立役員であります。  
(3) 4名の当該独立役員の独立性に関する該当状況は、次のとおりであります。

- A. 当社には親会社または兄弟会社は存在しませんので、当該会社の業務執行者には該当いたしません。  
B. 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者または当社の主要な取引先若しくはその業務執行者には該当いたしません。  
C. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家には該当いたしません。  
D. 最近においてAからCまでに該当していた者には該当いたしません。  
E. 次の(a)から(c)までのいずれかに掲げる者の近親者には該当いたしません。  
(a) AからDまでに掲げる者  
(b) 当社またはその子会社の業務執行者  
(c) 最近において(b)に該当していた者

### 【インセンティブ関係】

|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|----------------|

#### 該当項目に関する補足説明

今後役員報酬体系の見直しを視野に入れております。

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、従業員 |
|-----------------|-----------|

#### 該当項目に関する補足説明 更新

付与対象者の割当数は214個であります。

### 【取締役報酬関係】

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

#### 該当項目に関する補足説明

有価証券報告書に記載の開示で十分と考えております。

|                      |    |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会において決議された報酬総額の範囲内において、代表取締役、役付取締役及び取締役それぞれの職責に相当する年俸額の内規を基準として決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社内監査役及び内部監査室長並びに会計監査人との緊密な連携によって社外監査役の業務をサポートしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会について

取締役会は、平成27年7月6日現在5名で構成され、毎月1回定時に開催しております。さらに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ適正な意思決定を行っております。また、職務権限規程において決裁権限を明確化し、取締役会規程において規定された決議事項と整合させつつ重要な意思決定は取締役会に付議するとともに、各業務領域における業務に関する執行責任を負う業務執行取締役の報告を求めて、その業務執行状況を監督しております。

(2) 監査役会について

監査役会は、平成27年7月6日現在3名で構成され、取締役会への出席のほか、業務・財務に状況の調査等を通じて、取締役の職務執行についての監査を行います。監査役3名のうち2名は社外監査役であります。社外監査役と当社との人的関係、資金的関係、取引関係等の利害関係はありません。また、当社組織の各部署の業務執行状況について、内部監査室及び会計監査人と連携し監査を行っております。

(3) 経営方針・戦略の策定、意思決定とその執行の仕組み

当社では、的確かつ合理的な経営判断に立脚した戦略策定と、透明にして効果的な意思決定を行い、その決定が執行の段階で所期の成果をあげるためのプロセスとして、次の仕組みによる運営を行っております。

A. 経営会議

- (a) 構成 議長:社長 メンバー:役付取締役、役付執行役員
- (b) 目的 経営基本方針の策定及びその執行方針の決定、重要戦略及び重要運営事項の承認並びに承認事項の目標管理、重要人事の決定、取締役会付議事項の承認
- (c) 取締役会との関係 策定戦略のうち取締役会の要決議事項は取締役会に付議して最終意思決定

B. 部門マネジメント会議

- (a) 構成 議長:部門担当取締役 メンバー:社長、部長、担当部長、部長代理
- (b) 目的 経営会議の決定を受けた部門ごとの具体的、個別的な戦略と施策の策定、目標と期限の設定及び施策の目標管理

C. 重要事項に関する委員会・部会の設置 当社では、事業活動を遂行するうえで特に重要な事項について、その活動状況と成果を監督する全社横断的な上部組織として、次の委員会・役付部会を設置しております。

(a) 内部統制委員会

内部統制の最高責任者である社長の諮問機関として、内部統制に関する基本方針の立案及び内部統制の状況の把握・確認を行う内部統制委員会を設置しております。また内部統制上の重要課題に対処する次の部会を統括しております。

(イ)コンプライアンス統括部会

(b) リスクマネジメント委員会

リスク管理の全社的・体系的な基本政策の決定と実施状況の監督を行う上部組織として、リスクマネジメント委員会を設置し、具体的な重要課題に対処する次の4つの部会を統括しております。

(イ) 災害・情報セキュリティ対策部会

(ロ) 行政リスク対応部会

(ハ)安全運営推進部会

(ニ)労務リスク対応部会

(c) 教育委員会

企業発展の原動力である有能な人材の確保と教育育成を体系的に行う上部組織として、教育委員会を設置し、具体的な重要課題に対処する次の3つの部会を統括しております。

(イ) 企業精神部会

(ロ) 教育支援部会

(ハ) 人事政策部会

(d) CSR委員会

当社のCSR活動の基本方針の策定、CSR活動に関する重要な意思決定、CSR活動の進捗状況の管理と指導を行う組織として、CSR委員会を設置しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、コーポレートガバナンスの充実、強化のために、上記2. の体制を構築しており、当該体制により、当社のガバナンスは有効に機能していると判断しております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                 | 補足説明                           |
|-----------------|--------------------------------|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 定時株主総会については集中日を避けての開催を行っております。 |

#### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明                                      | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 個人投資家向けに定期的説明会を開催個人投資家向けに定期的説明会を開催しております。 | あり            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催しております。            | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 当社ホームページにおいてIR資料等を掲載しております。               |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 総務部IR担当者                                  |               |

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                           | 補足説明  |
|---------------------------|---|
| 環境保全活動、CSR活動等の実施          | 「やまねメディカルCSR憲章」を制定し、すべてのステークホルダーとの信頼関係のもとに「良き企業市民」としての行動に徹するよう注力し、その取組をHPに掲載しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | コンプライアンス・マニュアルにおいて「地域社会・株主・投資家に対して、企業情報の適宜・適切な開示に努めなければなりません。」と明記しております。            |

## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及び当社グループ会社は会社法に基づき、取締役会の決議によって「内部統制システムの基本方針」を定め、この方針に沿って内部統制システムの厳正な運用を通じて当社業務の適法性、効率性の確保並びに的確なリスク管理を実現するとともに、社会環境の変化に応じた不断の見直しと改善、充実を図り、もって事業活動の継続的成長と社会的責任の遂行を期しております。この基本的方針に基づき、取締役会、監査役の機能を強化するとともに、経営方針、戦略の策定、意思決定とその執行を強化する仕組みとして、経営会議、部門マネジメント会議を定期的に行っております。また、当社の社長直轄の内部監査室は当社及び当社グループ全体の内部統制の整備、運用状況を管理・統括しております。さらに「リスク管理規程」の制定をはじめ社内諸規定の整備、充実を図るとともに、内部統制委員会、リスクマネジメント委員会、教育委員会の設置により全社横断的な内部統制の強化を推進しております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)当社、当社の特別利害関係者、株主及び取引先等は反社会的勢力との関係はありません。

(2)当社は、平成22年1月15日開催の取締役会において、「反社会的勢力との関係遮断」の基本方針について以下のとおり決議しております。

#### 1. 反社会的勢力との一切の関係遮断

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力という」と)との関係を一切遮断し、常に毅然とした態度で決して妥協することなく、断固としてこれを排除すべく、以下の方針を定める。

- A. 反社会的勢力に対しては組織として対応し、対応を担当する役職員の安全を確実に守る。
- B. 反社会的勢力による不当要求には一切応じない。
- C. 反社会的勢力に対しては、警察及び外部専門機関との緊密な連携により対応する。
- D. 反社会的勢力に対しては、民事・刑事の法的措置をも辞せず毅然として対応する。
- E. 反社会的勢力からの脅迫や不当要求が、仮に事業活動上の問題を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引や資金供与は絶対に行わない。

#### 2. 反社会的勢力との関係遮断のための社内体制整備の具体的内容

当社は、反社会的勢力排除のため、以下の内容の体制整備を行う。

- A. 反社会的勢力対応部署の設置
- B. 反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の確立
- C. 警察及び外部専門機関との連携体制の確立
- D. 反社会的勢力対応マニュアルの策定
- E. 契約書等における暴力団排除条項の導入
- F. その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

(3)またコンプライアンスマニュアルにおいて、役職員の行動規範として、「市民社会の秩序や安定に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、断固として対決しなければなりません。反社会的勢力・団体との対決に当たっては、個人が問題を抱え込むことなく、組織として問題の解決に当らなければなりません」と明示し、全社的な意識の徹底を期しております。

(4)反社会的勢力との関係を排除する社内体制整備の具体的内容として、上記の取締役会で決議した各項目につき、以下のとおり取り組んでおります。

- A. 反社会的勢力対応の統括部署は総務部とし、総務部長を不当要求防止責任者に選任しております。
- B. 反社会的勢力に関する情報は、帝国データバンクと調査契約を締結し、全取引先(不動産賃貸借契約の相手先・仲介業者・抵当権者、産業廃棄物処理業者、給食業者等)について該当または関係の有無を調査点検しております。
- C. 当社は、「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、「中央地区特防協第2地区第3部会」に入会しております。また、本社は地域管轄の中央警察、施設は各地元の警察署との日常からの緊密な連帯関係を維持し、万一、反社会的勢力からの接触があった場合は、必要に応じて早期に警察に相談し、さらに顧問弁護士の助言も得て適切な処置を講じる体制をとっております。
- D. 当社は、「不当要求対策マニュアル」を制定して反社会的勢力からの脅迫、不当要求を断固拒絶する仕組みを全社に徹底しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

(1) 適時開示の基本方針

当社は、関係諸法令、証券取引所諸規則及び社内諸規定等に則り株主・投資家の各位に適時かつ正確・迅速にして公正な情報を開示するとともに、開示義務の定めのない情報についても、当社が総合的な検討のうえ投資判断に影響を与えると判断する重要性の高い会社情報は、自主的な開示に努める所存であります。

当社では、「内部情報及び内部者取引管理規程」を制定し、会社情報を適時適切に開示するとともに、内部情報を一元管理する体制を構築しております。

(2) 適時開示の社内体制

A. 決定事実に関する情報

当社の基本的な経営方針は、取締役会及び経営会議において意思決定しております。決定された重要事項は、情報開示の担当部署である総務部において適時開示への該当の有無を検討し、該当する場合は直ちに開示資料を作成し、取締役会の承認を得た後、速やかな開示を行います。

B. 発生事実に関する情報

経営上重要と考えられる事実が発生した場合、当該主管部署において事実を確認した後、情報管理を所管する総務部長を経て、情報管理・開示責任者である総務部担当取締役へ報告されます。総務部担当取締役は、それが重要な発生事項であると認識した場合、直ちに代表取締役社長に報告したうえ、適時開示への該当の有無を検討・確認し、該当する場合は、臨時取締役会の承認を得て、速やかな開示を行います。

C. 決算に関する情報

経理部が作成した決算開示資料は、会計監査人及び監査役の監査を受け、取締役会において承認後、直ちに開示を行います。また業績予想の修正等の必要が生じた場合も、同様に取締役会の承認後、直ちに開示を行います。

(3) 情報開示体制と開示方法

A. 開示の方法

情報開示の方法としては、TDnetを通じて行うほか、東京証券取引所の記者クラブに開示書類を投函いたします。また、当社ホームページに開示情報を速やかに掲載いたします。